

亀山市告示第90号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）
第7条第2項の規定により、地域まちづくり協議会の設立に係る届
出事項の変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次の
とおり告示する。

令和元年12月3日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 変更の届出があった地域まちづくり協議会の名称
関宿まちづくり協議会
- 2 変更した事項
代表者の氏名
変更前 浦野 明博
変更後 横山 正
- 3 変更年月日
平成31年4月21日